



Title	<翻訳>フランスの新たな弁護士養成制度
Author(s)	ラリウー, ジャック; 松田, 岳士
Citation	阪大法学. 2006, 56(1), p. 187-197
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55260">https://doi.org/10.18910/55260</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# フランスの新たな弁護士養成制度

ジャック・ラリウー

松田 岳 士／訳

## はじめに

「弁護士 (avocat) および法律助言士 (conseil juridique) という職業に、その構成員が弁護士資格を持つ新たな職業がとって代わる。」一九九〇年二月三日の法律によって定められた新たな規定は、このように定めている。弁護士という職業は、常に社会の発展に順応してきた。弁護士に関する法律については、一九七一年（一九七一年二月三日）に大改正があった後、一九九〇年法によって法律助言士が吸収され、最近も、新たに、二〇〇四年二月一日の法律によって改革の対象となった。<sup>(1)</sup>

これらの改正は、とりわけ、国境の開放および競争の激化によって法の伝統的な専門家が失うおそれのあった「法の市場 (marché du droit)」の存在が意識されたことに動機づけられてなされてきた。立法者は、弁護士、企業内法律家 (juriste d'entreprise)、公証人 (notaire)、鑑定人 (expert)、工業所有権助言士 (conseils en propriété in-

industrielle)、代訴人 (avoué) 等の伝統的区別を維持しながらも、法に関わる様々な職業の間の関係を合理化し、これらの職業に関する規制を調整しようとしてきた。二〇〇四年二月十一日の法律は、工業所有権助言士と弁護士<sup>(1)</sup>の協業を促進するために、両者の職業倫理について、とりわけ、職務の兼任禁止および業務上の秘密に関する規律を調整したのである。さらに、現在、企業内法律家と弁護士の資格について、前者についてその雇用者からの一定の独立性を保障すると同時に、両者の橋渡しの方法を作り出すことによって、調整する計画の準備が進行中である。

二〇〇四年の改正は、一定の欧州共同体指令を国内法化する義務<sup>(2)</sup>および最近のヨーロッパ内の弁護士の移動を顧慮する必要性に対応するものである。これらの法律は、ヨーロッパ諸国の弁護士に、フランス弁護士会に登録し、フランス領土においてその業務を行う可能性を保障するものである。<sup>(3)</sup>こうした展開は、弁護士養成にその影響を及ぼさないわけにはいかなかったたのであり、その結果として、二〇〇四年二月十一日の法律によって、弁護士養成制度が大幅に改革されることになったのである。

フランスにおいては、弁護士養成と司法官養成は区別されており、これらを一元化する提案は、常に退けられてきた。弁護士の職業教育は、弁護士会全国評議会 (CNB; Conseil National des barreaux) の監督のもとで、弁護士研修所 (CRFPA; Centres Régionaux de Formation Professionnelle des Avocats) によって行われる。<sup>(4)</sup>これらの研修所は、財政的には、主として、弁護士会および国の補助金によって支えられている。

弁護士研修所の入学試験は、大学の責任において行われる。すなわち、大学が、試験を行い、その採点を行うのである。このかなり難しい試験の受験資格を得るためには、法学士を取得すれば足りるが (大学における四年の修学後に取得することができると)、多くの受験者は、高度研究免許 (DEA; diplôme d'études approfondies) または高等専門研究免許 (DESS; diplôme d'études supérieures spécialisées) —— 今後、これらはマスターIIと改称されるこ

とになる——を取得し、大学に付属の法学院 (EJ: Institut d'Etudes Judiciaires) で一年の特別準備コースを受講している。<sup>(5)</sup>

従来の弁護士養成制度については、とくに、その初期教育が理論的に過ぎることがある、実習授業が少ない、教育内容が弱い、研修所によって教育内容がまちまちである、といった正当な批判が向けられてきた。そのため、改革が必要とされていた。実務の発展、ヨーロッパに開かれたこと、他の法律専門家や外国の弁護士との競争の激化によって、弁護士は、司法省との協議のもとに、より効率的で現実の要請に見合った制度を模索することを、求められることになったのである。

このような弁護士養成制度の改革は、一定の目的に対応するものであるが、これについては、以下、第一部において述べる。続いて、第二部では、弁護士教育の新たな制度の内容を紹介することにする。

### 第一部 弁護士養成制度改革の目的

二〇〇四年一月六日に国民議会に法案が提出された際、司法大臣は次のように言っている。すなわち、「本法案の目的は、法律ないし司法に関わる職業の位置づけを、ここ一〇年来の状況の変化に適合させること、そして、新たな挑戦に立ち向かうための準備を行うこと、の二つである。」

この現代的な挑戦に対する対応は、とりわけ教育制度の再構成によってなされることになる。立法者——立法者は、法案提出前に関係者の意見を広く聴取した——によれば、弁護士教育は、以下のようないくつかの目的を達成するものでなければならぬ。すなわち、

・ 真の専門家教育を保証すること、

- ・フランスの法律家を国際競争に対応できるようにすること、
  - ・教育を法の現実的需要に適合させること、
  - ・高水準の教育を保証すること、
- である。

(1) 真の専門家教育の保証

従来の制度においては、学生は、弁護士研修所においてはあまり長い期間勉強していなかった。実際、九ヶ月～一二ヶ月の授業のあとは、学生は、弁護士資格 (CAPA: Certificat d'aptitude à la profession d'avocat) 試験を受け、その後、すぐに弁護士業務を行うための宣誓を行っていたのである。学生は、この時点で弁護士になるが、二四ヶ月にわたる実務修習 (stage) を行わなければならない。この実務修習の間、学生は、実習担当の弁護士 (matre de stage) (四年以上の経験を持つ弁護士) の事務所働きながら、弁護士研修所で講義を聞く義務を負っていた。弁護士研修所において提供されてきた教育はしばしば理論的なものであり、実務的というよりは学問的なものであった。実務修習に入ると、学生は弁護士は、自分の職業人生が始まったという感覚を持ち、義務づけられたいは強制されなければ、講義に通うために研修所に戻ってくることはなかった。<sup>(7)</sup> また、実習担当の弁護士は、チューターというよりも、むしろ、実習生の弱い身分を利用する上司のように振舞っていた。<sup>(8)</sup>

改革の目的は、弁護士研修所における教育期間を延ばし、そこで提供される真の職業教育 (手続行為入門、職業倫理の学習、書面の作成等) を強化することにある。学生は弁護士は、弁護士研修所を出てすぐに、よき法の専門家となり、即戦力をもつことが要請されることになる。

(2) フランスの法律家の国際的な競争への対応

ヨーロッパ内における弁護士の移動は、イギリス、ドイツ、イタリア、ベルギー等の弁護士がフランスで開業することを可能にした。これらの国際的な弁護士事務所は、よりヨーロッパ的なし国際的になっていく企業を顧客として引き寄せるための武装をしてきている。

そこで、若い弁護士には、語学や欧州共同体法の知識を強化することによって、このような競争に備え、移動を促進する必要があるためである。改正前は、弁護士研修所の中には欧州共同体法のコースを提供していないところもあったが、この状況は変わっていくことになろう。

(3) 弁護士養成の法の現実的需要への適合化

フランスの企業は、法務部門を拡大する傾向がある。法の市場が、このような方向で発展しているのである。紛争 (contentieux) が、徐々に、助言 (conseil) にその地位を譲りつつある。(会社法、経理法、労働法等に関する) 法的助言の要請が拡大してきているのである。

従来、弁護士研修所において提供されてきたのは、主として、裁判に関する教育であった。それは、弁護士の伝統的な役割、すなわち、裁判所における活動に重点をおきすぎていた。こうして、弁護士は、他の法律の専門家(会計士 (comptables)、経営コンサルタント (conseils en gestion) 等) におかれて、とりわけ中小企業における法的助言の市場を失う危険があったのである。

改革は、若い弁護士に、法的助言活動によりよく備えることを可能にするようなものとなる。

(4) 高水準の教育の保証

フランスには、多くの弁護士研修所があった(各控訴院ごと)。実際、様々な大きさの——ポー (Pau) 研修所

の学生が二〇人程度であるのに対し、パリ研修所には約千人の学生が登録していた——二二もの研修所が設置を許されていたのである。パリの研修所が近隣に複数の有力大学があることを利用して、高水準の教育を保証することができたのに対して、研修所によっては、高水準の教育を確保することが非常に困難であるところもあった。このような不均衡は、教育水準にも現れてきていたのである。

他方、法の市場の需要は、ますます、非常に専門化された問題や、新たな分野（例えば、環境法、新技術に関する法、医事法等）に関わるものに移ってきており、関連知識の習得には高水準の能力が要求される。

改革の目的は、教育の質を確保し、すでに稼動している弁護士知識を維持するためにもさらなる教育サービスを保証することにある。

以下、第二部では、二〇〇二年の改革が、右のような諸目的を実行するために、いかなる方法を採用したのかについて見ていくことにしよう。

## 第二部 目的達成のために採用された措置

学生Ⅱ弁護士の初期教育改革は、次の三つの軸にしたがって行われるものとされる。

- ・ 弁護士研修所の再編
- ・ 弁護士研修所入学試験の改革
- ・ 職業教育の改革

### (1) 弁護士研修所の再編

弁護士研修所が散在し、かつその数が多すぎたことは、研修所教育の効率性を害することになっていた。そこで、

いくつかの研修所を合併することになったが、それは、当初、各研修所の意思に任されていた。高水準の教育を保証するためには、大きな大学や大規模な弁護士会の近くにある研修所のみを残す必要があった。また、研修所の専門化という発想もあった（トゥールーズにおける新技術と法、ストラスブルにおける欧州共同体法等）。

当初、立法者は、大幅な再編を進めようとしていた。すなわち、パリ以外には、四つの研修所しか残さない方針であった。これによると、たとえば、南西フランスのすべての研修所（トゥールーズ（Toulouse）、ポー（Paris）、アジャン（Agen）、ボルドー（Bordeaux）、リモージュ（Limoges）、モンペリエ（Montpellier））を一つにまとめることになる。しかし、地元の研修所を残そうという街同士のライバル意識によって、この計画の実現は妨げられた。そのため、再編はより穏健なやり方によって行われることになったが、それでも、一〇程度の研修所しか残らないことになる。こうして、南西フランスでは、トゥールーズは、ポーとアジャンと合併し、他方、ボルドーとリモージュの合併によりもう一つの研修所が出来ることになった。

このような再編によって、研修所の効率性が向上し、財政的な基盤も強化されることが期待されている。

## (2) 弁護士研修所入学試験の改革

改革後も、以前と同様、法学院に登録した法学士号取得者に、試験を受ける資格が与えられる<sup>(9)</sup>。

従来の制度は、DEAまたはDESSを取得した受験生に多くの特例を認めていた。そのため、多くの受験生は試験の一部を免除してもらうために、DEAまたはDESS取得のために五年間大学に通ってから弁護士研修所の入学試験を受けていたのである。今後は、試験の一部免除の制度はなくなる。そのため、学士号のみを取得した受験生が増加するはずである。

かつての試験科目は、ビジネス法の専門家にとってはかなり不利なものであった。改革によって、法的助言活動

に関心のある学生に対する不利益にならないよう、この点も変わるはずであった。しかし、実際には、この問題に関する抜本的な改革はなされなかった。<sup>(10)</sup>

試験科目は、債務法 (droit des obligations)、手続法 (procédure)、会計 (comptabilité)、<sup>1</sup>外国語 (une langue étrangère) が必修で、選択科目としては、債権法 (droit des personnes)、財産法 (droit patrimonial)、<sup>2</sup>商法 (droit commercial)、<sup>3</sup>国際私法 (droit international privé)、<sup>4</sup>税法 (droit fiscal) 等が用意されている。

### (3) 職業教育の改革

弁護士研修所の入学試験に合格したら、学生⇨弁護士は、真の職業上の技能を身につけるための教育を受けることになる。

改革前は、この教育は二つの段階に分かれていた。すなわち、一二月月の弁護士研修所における教育期間と二四ヶ月にわたる実務修習期間である。

今後は、実務修習期間は廃止され、学生⇨弁護士が弁護士研修所において教育を受ける期間が一八ヶ月に延長される。この新たな制度によって、学生⇨弁護士には、教育と実習が順々に展開される三段階の過程を経ることになる。<sup>(11)</sup>

#### (a) 弁護士研修所における六ヶ月の職業教育

この期間において、学生は、紛争および助言の実務に関する教育を受けることになる。そのプログラムは、弁護士会全国評議会 (CNB; Conseil National des Barreaux) の方針にしたがって、弁護士研修所によって作成される。

この「共通基礎教育 (formation commune de base)」には、とくに次の内容が含まれる。

・ 弁護士の職業的地位と倫理

・ 法律文書の作成

・ 弁論および討論

・ 手続

・ 外国語（一ヶ国語）

・ 弁護士事務所経営

(b) 「個別教育プロジェクト (projet pédagogique individuel)」期間

続く六ヶ月間は、学生Ⅱ弁護士は、「個別教育プロジェクト」を行うことになる。この教育プランは、学生自身が作成し、弁護士研修所が承認するものであり、学生に、将来の職業計画、たとえば、自分の専門や国際的な業務等の準備をすることを可能にするものとなる。この間、学生は、大学のマスターⅡに入って勉強したり、外国の弁護士事務所や企業で実習を行ったり、外国語を学んだり、技術を学んだりすることができる。

(c) 学生Ⅱ弁護士の職業教育を完了するための弁護士事務所における六ヶ月の研修

この研修は、研修担当弁護士のもとで、顧客に対応したり、法廷に立ち会ったり、場合によっては、(裁判所の許可を得て) 法廷で口頭の意見を述べたり、助言活動や法律文書の作成を行うものになる。

学生Ⅱ弁護士は、連続して行われるこれら三つの教育期間を終えた後に、弁護士資格試験を受けなければならない。これに合格したら、学生は、すぐに宣誓を行い、弁護士名簿に登録され、職業活動に入ることができることになる。<sup>(12)</sup> こうして、若い弁護士は自分の羽で飛び立つことになるわけである。

(1) 法律・法廷関連職 (professions judiciaires ou juridiques)・法律専門家 (experts judiciaires)・工業所有権助言士、競売関係職 (experts en ventes aux enchères publiques) の地位の改革に関する二〇〇四年二月一日の法律第一三〇号。

- (2) 弁護士業務促進に関する一九九八年二月一六日の指令九八／五号。
- (3) 欧州共同体の弁護士会評議会によれば、EU内で業務を行う登録弁護士の数は、七〇万五千人にのぼり、そのうち連合王国が一五万六千五百人、イタリアが一四万人、スペインが一二万八千五百人、ドイツが一萬六千五百人、フランスが三万九千五百人、ベルギーが一萬五千五百人、デンマークが四千三百二十人である。七九八人のフランス人弁護士がEU内の外国の弁護士事務所に所属しており、一〇九〇人の外国人弁護士（そのうち、四八八人がEU構成国の弁護士である）が、フランスの弁護士事務所に所属している（二〇〇二年）。
- (4) 弁護士会評議会によると、教育にかかる費用は、国家レベルでは、年間約一千万ユーロと試算されている。そのうち、国からの補助は一九〇万ユーロである。これは、（一九九一年一月二七日のデクレ二三五条の一に基づき、弁護士決済独立金庫から部分的に補助が出ているにもかかわらず）弁護士一人につき、月に一五、四五ユーロの負担を意味することになる。
- (5) 学生Ⅱ弁護士の数は、一九八九年には九九七人であったが、二〇〇二年には二五三六人に増加している（そのうち、一〇〇〇人以上がパリ弁護士研修所に所属している）。
- (6) 弁護士の職業教育に関する二〇〇四年二月二日のデクレ第一三八六号。
- (7) 二〇〇四年二月二日の法律。同法律の目的は、「とりわけ、実習生の折衷的地位を廃止し、教育の最終段階においては実習生に『完全な (de plein exercice) 』弁護士としての資格を認めることにより、……教育を改革および合理化することにある」。
- (8) 議会討論において、司法大臣は、次のように指摘をしている。すなわち、弁護士達は、「実習生の地位のあいまいさ、実務修習の教育的貧弱さ、実務修習の貧弱さ、協働関係に関する交渉における実習生の立場の弱さ等、現在の制度のもとでの実務修習の貧弱さを厳しく批判してきた。私は、これに、現行法が、その折衷的な性格により、実習生に、真の実務教育の提供をほとんど保証するものではないというのを付け加えたい。せいぜいのところ、実習生は、多くの場合あまり役に立たない『担当弁護士』の多かれ少なかれ注意深い助言によって、『水の中に放り投げられる』にすぎない。」
- (9) 一九七一年二月三十一日の法律 一条一項・二項、一九九八年一月二五日のアレテ一条。

- (10) 二〇〇三年九月一日のアレテ。
- (11) 弁護士の職業教育に関する二〇〇四年二月二一日のデクレ第一三三六号。
- (12) 弁護士になってから最初の二年間は、少なくとも年一〇時間の法曹倫理の授業を受講しなければならない。